

議案第 2 号

埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定いたしたい。

平成29年2月9日 提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美

提 案 理 由

特別職の職員で非常勤のものの費用弁償について、定額の費用以上に支出が見込まれるため

埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により支給する日額費用弁償の額及び旅費の種類並びにその額は、別表第2のとおりとする。

ただし、会議等に出席するために要する通常交通費が同表に定める額を超えるものについては、同表の規定にかかわらず、距離、時間等の実情に照らし最も合理的かつ経済的と認められる交通の実費相当額を、埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例で定める基準の範囲内で支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉中部資源循環組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条第2項 略</p> <p>3 前2項の規定により支給する日額費用弁償の額及び旅費の種類並びにその額は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>ただし、会議等に参加するために要する通常の交通費が同表に定める額を超えるものについては、同表の規定にかかわらず、距離、時間等の実情に照らし最も合理的かつ経済的と認められる交通の実費相当額を、埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例で定める基準の範囲内で支給することができる。</u></p> <p>第3条第4項 略</p>	<p>第1条～第3条第2項 略</p> <p>3 前2項の規定により支給する日額費用弁償の額及び旅費の種類並びにその額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条第4項 略</p>

